

大和市告示第161号

大和市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年8月15日

大和市長 大 木 哲

大和市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成28年大和市告示第58号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「大和市年金生活者等支援臨時福祉給付金決定通知書兼支給済通知書」を「大和市年金生活者等支援臨時福祉給付金支給決定通知書兼支給済通知書」に改める。

別記第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金を受給した者には、低所得の高齢者向けの給付金を支給しない。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。